福井県スキー連盟規約

第１章　　総則

（名　称）

第１条　本連盟は、福井県スキー連盟と称する。

（事務局）

第２条　本連盟は、事務局を会長が必要と認めた場所に置く。

（目　的）

第３条　本連盟は、福井県スキー界を統轄し、代表する団体として、スキー（スノーボード等を含む、以下同様とする。）の普及および振興をはかり、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的する。

（事　業）

第４条　本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

（1）スキーに関する調査・研究
（2）スキーに関する検定会・講習会の開催及び公認資格者の養成及び認定
（3）スキーに関する指導者の養成及び認定
（4）スキーに関する各種大会の開催及びその他競技会の開催
（5）スキーに関する県外大会に参加する選手の選考並びに派遣
（6）スキーに関する競技者の育成強化
（7）スキーに関する安全対策及び傷害防止対策の樹立をはかる
（8）スキーに関する競技規則・資格規定・用具の研究普及に関すること
（9）スキー学校の運営・管理に関すること
（10）（公財）全日本スキー連盟に対し、県内スキー界を代表して加盟する
（11）（公財）福井県スポーツ協会に対し、県内スキー界を代表して加盟する
（12）その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

（加　盟）

第５条　本連盟に所属するには、所定の手続により、理事会の議を得て、評議員会の承認を得なければならない。

２　本連盟に所属しようとする団体は、本連盟の目的に賛同し、その事業に積極的に参加しうるものでなければならない。

３　本連盟に所属しようとする団体は、各単位クラブあるいは企業もしくは職域内の代表として正しく組織されたものでなければならない。

４　前項の団体は、少なくとも会員１０名以上でなければならない。ただし、設立の目的あるいは条件によって理事会にはかり、例外を認めることができる。

５　本連盟に所属しようとする団体の加盟規定は別に定める。

（組　織）

第６条　本連盟の組織は下記の団体によって構成する。

（1）郡市町を代表するスキー連盟

（2）第５条３の団体

（3）高体連及び中体連スキー専門部

（4）小学生は個人またはグループにて、（1）（2）のいずれかに会員登録をするものとする。

（脱　退）

第７条　所属団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、評議員会の過半数の同意を得なければならない。

（表彰・懲戒）

第８条　所属団体および登録会員の、表彰および懲戒規定は別に定める。

（負担金）

第９条　所属団体は、理事会および評議員会の議決にもとづき、別に定める負担金を毎年納入しなければならない。

２　納入した負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第２章　　役員・評議員

第１０条　本連盟に次の役員をおく。

（1）会　　長　　１　　名

（2）副　会　長　　若　干　名

（3）理　　事　　所属団体より各１名及び各部に会長推薦理事若干名

（4）監　　事　　２名または３名

（5）評　議　員　　所属団体各１名

（6）前項の役員又は、評議員は本連盟登録会員であること。

（役員の選任）

第１１条　会長・副会長・監事は、理事会の議を経て、評議員会で選出する。会長・副会長は理事の資格を有する。

２　評議員は、所属団体より各１名を推薦し、会長これを委嘱する。

３　理事は、所属団体より各１名を推薦されたもの、及び会長が必要に応じ推薦したものを評議員会の議を経て、会長これを委嘱する。

４　理事長・副理事長および常務理事は、理事の互選により選任する。

５　監事は、評議員会の議を経て決定し、会長これを委嘱する。

６　監事は、理事・評議員を兼ねることはできない。

７　評議員として選出されたものは、会長・副会長・理事・監事を兼ねることはできない。

８　東海北陸ブロック評議員・専門委員は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。
９　（公財）全日本スキー連盟評議員は、理事会の議を経て会長がこれを推挙する。
１０　（公財）全日本スキー連盟教育本部専門員、並びにスキー技術員は、理事会の議を経て会長がこれを推挙する。

（役員の任務）
第１２条　会長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
３　評議員は、本連盟の評議員会に出席して、その議決権を行使する。
４　理事長は、会長および副会長を補佐し、本連盟の業務を掌理する。
５　副理事長・常務理事は、会長・副会長・理事長を補佐し、理事会の議決にもとづき日常の業務を処理する。
６　理事は理事会を組織して、本連盟の業務を執行する。

（監事の職務）
第１３条　監事は、本連盟の業務および会計に関し、監査する。

（役員の任期）
第１４条　本連盟の役員の任期は、２年とし、再任を妨げない。
２　補欠又は増員により選任された役員の任期は、残存期間とする。
３　役員は、その任期終了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（役員の解任）
第１５条　役員がつぎの各号の一に該当するときは、理事会・評議員会の議決により、役員を解任することができる。
（1）心身の故障のため、職務執行に耐えられないと認められるとき。
（2）職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第３章　　名誉会長・名誉顧問・顧問

（名誉会長・名誉顧問・顧問）
第１６条　本連盟には、名誉会長・名誉顧問・顧問を置くことができる。
２　名誉会長には、本連盟の会長であった者で、理事会・評議員会で推挙し、会長が委嘱する。名誉会長は、本連盟の重要事項について会長に意見を具申することができる。
３　名誉顧問は、理事会の推挙にもとづき会長が委嘱する。名誉顧問は、会長および理事会の諮問に応じる。
４　顧問は、スキー界に功労のあった者のうちから、理事会で推挙し会長が委嘱する。

顧問は、会長および理事会の諮問に応じる。

第４章　　会議・部会

（理事会）

第１７条　理事会は、会長・副会長・理事をもって構成し、会長が必要と認めたとき、毎年１回以上会長が招集する。

２　理事会に付議する事項は、開催日７日以前に通知しなければならない。ただし、緊急を要しやむをえないと認められる場合は、その限りではない。

３　理事会の議長は、会長とする。

（理事会の議決）

第１８条　理事会は、出席者と、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意志を示した者を出席者とみなす。

２　理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

（本　部）

第１９条　本連盟の事業の執行を円滑にするため、総務本部・競技本部・教育本部を置く。ただし、理事会は必要に応じて部および委員会の設置または、廃止することができる。

２　会長・副会長・理事長を除く全理事は、原則として前項に定める各本部のいずれかに所属するものとする。

３　各本部は、別に定める規定に基づき業務を分掌する。

（常務理事会）

第２０条　日常の会務を処理するため、常務理事会を置く。

２　常務理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常務理事をもって構成し、会長がこれを招集し、議長となる。

３　常務理事会の議事は、常務理事の過半数の同意をもって決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

（評議員会）

第２１条　評議員会に、付議される事項は、つぎのものとする。

（1）事業計画および収支予算に関する事項
（2）事業報告および収支決算に関する事項
（3）会長・副会長・監事の承認
（4）名誉会長、名誉顧問、顧問の承認
（5）規約の改正、但し、本部および部、委員会の規定については理事会の議決による
（6）その他の重要事項

（定期および臨時評議委員会）

第２２条　本連盟の定期評議員会は、毎年１回以上開く。

２　理事会がその必要を認めたとき、または、評議員数の１０分の４以上の者から開催を求められたときは、評議員会を開かなければならない。

３　評議員会の議長は、会長とする。

（評議員会の定足数等）

第２３条　評議員会は、評議員現在数の３分の２以上出席がなければ開催することができない。但し、評議員が出席できない場合は当該評議員が代理人を出席させ、権限を委任するものとする。

２　評議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

３　理事は、評議員会に出席し、それぞれの資格において意見を述べることができる。

（議事録）

第２４条　評議員会・理事会の議事は、議事録を作成し、議長および出席者の代表２名が、署名捺印のうえ、これを保存する。

第５章　　会計

（経理・資産及び会計）

第２５条　本連盟の運用資産は次のとおりとする。

（1）加盟金および負担金

（2）登録料

（3）寄付金および補助金

（4）事業に伴う収入

（5）その他の収入

２　本連盟の運用資産は会長が管理し、理事会及び評議員会の議決を得て、適正、確実な方法により処理する

３　本連盟は、理事会及び評議員会の議決により、特別会計を設ける事が出来る

４　本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び評議員会の議決をもって、会計年度毎に決定する

５　本連盟の収支決算は会長が作成し、監事の意見を付け、理事会及び評議員会の議決を得なければならない

６　本連盟の収支決算に剰余金がある時は、理事会及び評議員会の議決を得て運用資産に編成又は翌年度に繰り越すものとする

７　本連盟の特別会計に伴う収支予算は、事業開始前に会長が編成し、理事会及び評議員会の議決を得なければならない

８　本連盟の特別会計の収支決算は、事業終了後会長が作成し、監事の意見を付け、理事会及び評議員会の承認を得なければならない

９　本連盟の特別会計収支決算に剰余金がある時は、理事会及び評議員会の議決を得て、その処分を決定する

１０　予算に大幅な変更が必要となった時、又は予算の趣旨と異なる目的に使用するときは、補正予算を編成し、評議員会の議決を経た後に執行するものとする。

１１　前項の規定による暇がないとき、又は不適切と判断された場合の取り扱いについては、別に定める会計専決規程により処理できるものとする

１２　スキー学校の運営管理、会計処理に関する規定は別に定める

（会計年度）

第２６条　本連盟の会計年度は、毎年８月１日に始まり、翌年７月３１日に終わる。

第６章　　細則

（細　則）

第２７条　本規約の施行について、必要な事項に関する規定は、理事会の議を経て会長が別に定めることができる。

（施行期日）

第２８条　本規約は、昭和４５年１０月２４日から施行する。

（付　則）

第　２９　条	昭和４９年	７月２８日	一部改正
第　３０　条	昭和５３年１０月２７日		一部改正
第　３１　条	昭和５６年１１月２１日		一部改正
第　３２　条	昭和５９年	６月　９日	一部改正
第　３３　条	昭和６１年１１月２９日		一部改正
第　３４　条	昭和６３年１２月	３日	一部改正
第　３５　条	平成１０年１１月３０日		一部改正
第　３６　条	平成１１年１０月３１日		一部改正
第　３７　条	平成１２年	６月　４日	一部改正
第　３８　条	平成１２年１０月２９日		一部改正
第　３９　条	平成１３年１１月	４日	一部改正
第　４０　条	平成１５年１１月	１日	一部改正
第　４１　条	平成１６年１１月１４日		一部改正
第　４２　条	平成１７年１１月	６日	一部改正
第　４３　条	平成２４年１０月２８日		一部改正
第　４４　条	平成２５年１１月１６日		一部改正
第　４５　条	令和　２年１１月	１日	一部改正
第　４６　条	令和　５年	８月１２日	一部改正

加　盟　規　程

平成 12 年 10 月 29 日改定
平成 24 年 10 月 28 日改定

第１条　福井県スキー連盟規約第５条５項により本規定を設ける。
第２条　所属しようとする団体は、つぎの各項を明記した加盟申請書を提出する。
（1）団体名
（2）代表者の氏名・住所・郵便番号・電話番号ならびに事務局の所在地
（3）団体設立の目的・規約もしくは、それに準ずるもの
（4）設立年月日
（5）役員名簿（役員・住所・氏名・年齢・職業）登録を予定する会員名簿
第３条　所属が議決承認されたときは、速やかに加盟金・負担金・登録料を納入する。
加盟金の額は理事会及び評議員会にて決定する。
第４条　関連する郡市町を代表するスキー連盟の所属同意書を申請書に添付する。
第５条　本規程の各条に定めがない事項で必要が生じた時は、理事会において審議決定する。

会員登録規程

平成 12 年 10 月 29 日改定
平成 24 年 10 月 28 日改定

第１条　本連盟の理事・評議員、本連盟が主催または主管する競技会、検定会等の行事に参加する者、ならびに運営に係る者は、この規定により登録料を添えて会員登録を完了していなければならない。但し、小中学生は登録料を無料とする。
２　登録会員には、会員番号を記し、会員証を発行する。
第２条　本連盟に登録しようとする者は、福井県内に居住または勤務するか、または学籍を有する者でなければならない。
第３条　会員登録は本連盟の所属団体を通じ登録しなければならない。
第４条　登録は毎年９月１日から９月３０日までに行うものとする。
第５条　つぎの各号の一に該当するときは、会員登録を取消し、資格喪失したものとする。
（1）本連盟規約およびＳＡＪ並びに所属団体の制定する規約等に違反したとき。
（2）会員としての体面を著しくけがしたとき。
第６条　会員の所属団体の移籍については、団体間の同意を得るものとする。
第７条　所属団体を脱会した者は、会員の資格を喪失する。

表彰および懲戒規程

平成 12 年 10 月 29 日改定
平成 24 年 10 月 28 日改定

第１条　福井県スキー連盟規約第８条により、本規定を設ける。
第２条　福井県スキー連盟会員を表彰し、または除名に処するときは、理事会の議を経て、評議員会の承認を要する。
第３条　表彰は、福井県スキー連盟会長名で行う。表彰は賞状を授与して行い、副賞も与えることができる。
第４条　表彰は、つぎの通りとする。
（1）品行方正にして本連盟の模範となる者
（2）全国的大会に入賞したもの、およびブロック大会の優勝者
（3）長年本連盟に貢献し、指導的役割を果たしている者で、満４５歳以上の者
（4）長年本連盟に対する、財政上の援助者
（5）長年本連盟の役員として功労があり、本連盟の模範となる者を、上部団体に対して表彰方の申請を行う。
（6）前各号のほか特に篤行または功労があり、本連盟の模範と認めた者
（7）表彰は、県民スポーツ祭開会式または、その他の行事において行う。
第５条　懲戒は、次の通りとする。
（1）戒告
（2）除名
第６条　懲戒の基準は、つぎの通りとする。
（1）本連盟の体面を著しく汚したとき
（2）地域・クラブ・学校に対して著しく団体の名誉を傷つけたとき
（3）(公財)全日本スキー連盟・本連盟各規約、およびアマチュア規程に違反したとき
（4）その他本連盟会員として、ふさわしくない行為のあった者
（5）本連盟の所属団体としての義務に違反したとき
（6）本連盟の名誉を傷つけ、又、本連盟の目的に違反する行為のあったとき
（7）本連盟で定められた負担金を、２年以上に亘り所定の期日までに納入しなかったとき

会計処理専決規程

平成 25 年 10 月 27 日新規

第１条　福井県スキー連盟規約第５章第２５条第１１項の規定により、本規程を定める
第２条　評議員会の議決による補正予算を審議する暇がなく、緊急を要すると判断された場合は、常務理事会の議を経て、これを適切に執行しなければならない
第３条　降雪状況等、気象条件による大会会場の変更などによる予算の流用などが必要と判断された時、常務理事会の議を経て、これを執行することができる
第４条　前各号の判断による専決処分を行った時は、後日速やかに評議員会の議決を求めなければならない

福井県スキー連盟公認資格取得規程

平成 9 年 11 月 9 日制定
平成 24 年 10 月 24 日改定
平成 29 年 10 月 22 日改定

第１条　公認資格者は、次に掲げる３種類に分ける。
（1）県公認スキー準指導員
（2）県公認スノーボード準指導員
（3）県公認パトロール
第２条　公認については、次のように定める。
（1）講習会は、本連盟の主催で行う
（2）講習会要項は、毎年秋季定例評議員会で公示する
（3）講習会の講師は、本連盟会長から委嘱された全日本スキー連盟公認有資格者３人以上がこれにあたり、人数は受講者の数に応じて定める
（4）講習会の会期は、種類別に定める
（5）講習会は、実技・理論及び指導法並びに救急法について実施し、公認基準実施要項は別に定める
第３条　受講者は、受講年度の本連盟登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。
（1）男女とも受講する年度の４月１日現在１８歳以上の者
（2）前年度に（公財）全日本スキー連盟技能テスト２級以上取得した者。但し、パトロールは１級取得者
第４条　受講者は、本連盟の定める公認資格受講申請書を添え受講料とともに、所属団体長に提出するものとする。
２　所属団体長は、前項の申請書を審査のうえ、適格者の申請書及び受講料を本連盟会長に提出、納入するものとする。
第５条　公認資格取得者は、公認料を納入しなければならない。
第６条　公認資格取得者には、公認書・ライセンスを交付する。
第７条　公認資格者は、本連盟の事業に優先的に協力しなければならない。
第８条　公認資格者は、種別ごとの年次研修会に出席しなければならない。
第９条　年次研修会を２年続けて欠席した者は、公認資格を喪失するものとする。

特別強化対策委員会設置規程

平成 12 年 10 月 29 日改定
平成 24 年 10 月 28 日改定

（目　的）
第１条　本連盟の競技スキーの強化のため、特別強化対策委員会を設立し、競技本部を含めた総合的な見地と、あらゆる角度から検討し、目的達成のため強化事業を推

進する。

（役　員）

第２条　本委員会に次の役員を置く。

（1）委員長　　1　名

（2）副委員長　　1　名

（3）委　　員　　若干名

（4）庶務会計委員　1　名

福井県スキー学校運営規程

平成 12 年 10 月 29 日改定
平成 24 年 10 月 28 日改定
令和 2 年 11 月 1 日改定
令和 3 年 11 月 7 日改定
令和 4 年 10 月 30 日改定

（目　的）

第１条　本規定は、連盟規程第２５条及びスキー部規程第６条により、（公財）全日本スキー連盟スキー学校Ａ公認校とし、健全なる運営のために、次の規程を定める。

第２条　福井県スキー学校の運営・管理全般については、本連盟が直轄する。

第３条　福井県スキー学校の本校を、和泉本校とし、「福井和泉スキー場内」に設け、次の分校・会場を置き、統轄する。

国境分校

九頭竜会場

池田新保会場

今庄３６５会場

第４条　本学校・分校・会場の運営は、管理者のもとに校長・分校長並びに教育部学校委員会があたるものとする。

第５条　各学校の校長・分校長は、事務担当者を置き、所定の会計簿・日報等諸帳簿を作成し、収支を明確にし、常備するものとする。

第６条　各学校の教師は、本連盟が指定する傷害保険に加入しなければならない。

第７条　各学校の教師等の配置や連絡調整は、教育部学校委員会が行い、会議は管理者が招集する。

第８条　本校・各分校・会場の会計処理は、別に定める管理規程に基づき処理し、監事の監査を受けるものとする。

福井県スキー学校管理規程

平成 13 年 11 月 4 日制定
平成 18 年 11 月 3 日改正
平成 24 年 10 月 28 日改正
平成 29 年 10 月 22 日改正

第１条　運営は管理者の監督のもと運営する。
第２条　本校長及び分校長は、管理者の指示のもと運営責任者となる。
第３条　日誌は、毎日記載責任者が正確に記載する。
第４条　日誌記載はインク又は､ボールペンにて明確に記載すること。
第５条　日誌は明確にし、学校に常備して置かなければならない。
第６条　事務長は校長の指示のもと、事務処理を行う。
第７条　金銭の管理保管について、管理者の指示のもと、校長及び担当者が責任を持って保管する。
第８条　金銭収支は、管理者の承認を得なければならない。
第９条　会計処理については、福井県スキー学校会計処理細則により処理する。
第１０条　上記以外については S.A.J.スキー学校実施要項により実施する。

総務本部規程

（目　的）
第１条　福井県スキー連盟規約第１９条第３項の規定に基づき、効率的な組織運営を図ることを目的として、必要な事項を定める。
２　総務本部は理事会に直属し、本連盟の運営に関する業務を処理する。
（任　務）
第２条　総務本部は、理事長が統括し、本部長が連絡調整を行い、組織の強化と円滑な運営を図ることを任務とする。
（組　織）
第３条　所管する多範な事務を分掌して、円滑に処理するため、事務局部、財務部、登録部、競技部を設ける。
（役　員）
第４条　それぞれの部には、部長の他、必要な役員を置く。
（分　掌）
第５条　それぞれの部は次の事項を処理する。
事務局部
（1）行事、渉外に関すること
（2）規約、諸規程の立案に関すること
（3）会議の連絡調整と記録に関すること
（4）登録以外の全日本スキー連盟等の手続きに関すること
（5）加盟、所属団体の連絡調整に関すること
（6）事業報告、事業計画の調整に関すること
（7）その他、必要とする事務処理に関すること
財務部
（1）収支予算、決算に関すること
（2）金銭出納、金銭管理等、会計処理に関すること
（3）用品の発注、契約等に関すること
（4）財政基盤の確立に関すること
登録部
（1）全日本スキー連盟・ブロック・所属団体・会員の諸登録に関すること
（2）全日本スキー連盟・ブロックの評議員・専門員・技術員等の登録に関すること
競技部
（1）競技会の連絡調整に関すること
（2）競技会の庶務に関すること
（3）競技選手のポイントに関すること
（会　議）
第６条　必要に応じ本部会議を開催する。会議には関係者の出席を求めることができる。
（運営規程，内規）
第７条　それぞれの部には、別に規程、内規等を定めることができる。
（帳　簿）
第８条　本部には必要に応じ諸帳簿を備えるものとする。
（規程の改廃）
第９条　この規定の改廃は、理事会の議決による。
（施行期日）
附　則　平成18年6月25日制定の事務局規程を廃止し、本規程を平成24年10月28日施行する。

競技本部規程

令和４年 10 月 30 日改定

（目　的）
第１条　福井県スキー連盟規約第１９条第３項の規定に基づき、競技力の向上を目的として、必要な事項を定める。
２　競技本部は理事会に直属し、競技に関する業務を処理する。
（任　務）
第２条　競技本部は、本部長が統括し、連絡調整を行い、選手の育成強化と各種大会の円滑な運営を図ることを任務とする。
（組織、役員）
第３条　前条の任務を円滑に遂行するため、アルペン部、クロスカントリー部、スノーボード競技部を置き、それぞれの部には、部長の他、必要な役員を置く。
（分　掌）
第４条　それぞれの部は、次の事項を分掌して業務を行う。
（1）選手（ジュニアを含む）の育成と強化に関すること
（2）競技規則、ルール・資格規定・用具・器具の研究・確認、伝達に関すること
（3）各種大会実施要綱の提案と実施・運営に関すること
（4）選手、役員の派遣に関する原案の作成に関すること
（5）上記事業に関する予算・決算案の作成
（6）その他、事業に必要とされる業務の推進
（会　議）
第５条　必要に応じ本部会議を開催する。会議には関係者の出席を求めることができる。
（運営規程）
第６条　それぞれの部、委員会には、別に定める規程を設け、業務を分掌する。
（帳　簿）
第７条　本部には必要に応じ諸帳簿を備えるものとする。
（規程の改廃）
第８条　この規定の改廃は、理事会の議決による。
（施行期日）
附則　本規程は平成２４年１０月２８日施行する。

アルペン部規程

（目　的）
第１条　競技本部規程第６条の規定に基づき、必要な事項を定める。
（任　務）
第２条　アルペン部は、本部長が統括し、部長が連絡調整を行い、選手の育成強化と、各種大会の円滑な運営を図ることを任務とする。
（組　織）
第３条　前条の任務を円滑に遂行するため、アルペン強化委員会、アルペン競技運営委員会を設ける。

（役　員）
第４条　それぞれの部、委員会には、部長の他、必要な役員を置く。
（分　掌）
第５条　それぞれの部、委員会は、次の事項を分掌して業務を行う。
(1) 選手の育成と強化に関すること
(2) ジュニア選手の育成、強化に関すること
(3) 競技規則、ルール・資格規定・用具・器具の研究、確認、伝達に関すること
(4) 各種大会実施要綱の作成と実施、運営に関すること
(5) 選手、役員の派遣に関する原案の作成に関すること
(6) 上記事業に関する予算、決算案の作成
(7) その他、事業に必要とされる業務の推進
（会　議）
第６条　必要に応じ部会議を開催する。会議には関係者の出席を求めることができる。
（運営規程）
第７条　委員会は、別に定める規程を設け、業務を分掌する。
（帳　簿）
第８条　部には必要に応じ諸帳簿を備えるものとする。
（規程の改廃）
第９条　この規定の改廃は、理事会の議決による。
（施行期日）
附則　本規程は平成２４年１０月２８日施行する。

アルペン強化委員会規程

平成 10 年 11 月 1 日改定

（目　的）
第１条　アルペン部規程第６条の規定に基づき、必要な事項を定める。
（任　務）
第２条　アルペン強化委員会は、アルペン選手に関する統括部門であり、競技力の向上と育成強化をはかるため、次の事項を分掌する。
(1) 選手の育成と強化に関すること
(2) ジュニア選手の育成、強化に関すること
(3) 競技ルール、用具、器具の研究、確認、伝達に関すること
(4) 選手、役員の派遣に関する原案の作成に関すること
(5) 他の部からの要請による協力体制を確立すること
(6) 上記事業に関する予算、決算案の作成
(7) その他、事業に必要とされる業務の推進
（組織及び役員）
第３条　アルペン強化委員会は、部長・委員長・副委員長・強化委員および強化コーチをもって構成し、その選任については理事会の議を経て会長が委嘱する。
（専門委員会）
第４条　第２条の任務を達成するため、つぎの専門委員会をおく。

（1）ジュニア委員会
（2）委員会ポイント計算委員会
（3）セッター委員会
（4）技術委員会（施設を含む）
（5）フリースタイル委員会

（会　議）

第５条　必要に応じ委員会議を開催する。会議には関係者の出席を求めることができる。

（内　規）

第６条　強化委員会内規については、別にこれを定める。

（規約改廃）

第７条　この規程の改廃は理事会の議決による。

（施行期日）

附則　本規程は平成２４年１０月２８日施行する。

アルペン強化委員会内規

第１条　強化委員会規程第６条により本内規を設ける。

第２条　アルペン強化部は、アルペン競技スキーに関する全ての事項を携わり、その所管事項は、つぎのとおりとする。

（1）アルペン競技スキー技術の、根本的研究と競技に関する全ての事項
（2）県外におけるスキー技術の研究
（3）福井県を代表する選手の強化と、これに関する全ての事項
（4）県連加盟団体と、密接な連携をとって選手の発掘と指導育成
（5）各種県外大会への選手派遣に関する事項の原案作成
（6）強化合宿等の強化に関する予算案の作成
（7）小・中学生・高校生を対象としたアルペン競技スキーの若年者の指導育成

アルペン競技運営委員会規程

平成 10 年 11 月 1 日制定
平成 16 年 11 月 14 日改正

（目　的）

第１条　アルペン部規程第６条の規定に基づき、必要な事項を定める。

（任　務）

第２条　アルペン競技運営委員会は、競技運営に関する専門部であり、各種大会の円滑な競技運営のため、つぎの事項を分掌する。

（1）事業計画及び予算の立案に関すること
（2）アルペン競技の運営及び競技規則に関すること
（3）各種大会の役員構成に関すること
（4）競技会場及び器材等調達・設営に関すること

（5）その他、競技運営全般に関すること

（組織及び役員）

第３条　アルペン競技運営委員会は、部長・委員長・副委員長及び専門委員会・事務局をもって構成する。

２　部長・委員長・副委員長及び専門委員会・事務局の選任については理事会の議を経て会長が委嘱する。

３　専門委員会は、各加盟団体から推薦された者（登録会員１０名に対して１名の割合で選出）・部長及び委員長から推薦された者で構成し、会長が委嘱する。

（専門委員会）

第４条　第２条の任務を達成するために、次の専門委員会をおく。

（1）総務委員会　　若干名
（2）運営委員会　　若干名
（3）技術委員会　　若干名
（4）オペレーター委員会　　若干名
（5）旗門審判委員会　　若干名

（会　議）

第５条　必要に応じ、委員会議開催する。会議には関係者の出席を求めることができる。

（内　規）

第６条　強化委員会内規については、別にこれを定める。

（規約改廃）

第７条　この規程の改廃は理事会の議決による。

（施行期日）

附則　本規程は平成２４年１０月２８日施行する。

クロスカントリー部規程

（目　的）

第１条　競技本部規程第６条の規定に基づき、必要な事項を定める。

（任　務）

第２条　クロスカントリー部は、本部長が統括し、部長が連絡調整を行い、選手の育成強化と、各種大会の円滑な運営を図ることを任務とする。

（組　織）

第３条　前条の任務を円滑に遂行するため、クロスカントリー強化委員会、クロスカントリー競技運営委員会を設ける。

（役　員）

第４条　それぞれの部、委員会には、部長の他、必要な役員を置く。

（分　掌）

第５条　それぞれの部、委員会は、次の事項を分掌して業務を行う。

（1）選手の育成と強化に関すること
（2）ジュニア選手の育成、強化に関すること
（3）競技規則、ルール・資格規定・用具・器具の研究、確認、伝達に関すること
（4）各種大会実施要綱の作成と実施、運営に関すること

（5）選手、役員の派遣に関する原案の作成に関すること
（6）上記事業に関する予算、決算案の作成
（7）その他、事業に必要とされる業務の推進
（会　議）
第６条　必要に応じ部会議を開催する。会議には関係者の出席を求めることができる。
（運営規程）
第７条　委員会は、別に定める規程を設け、業務を分掌する。
（帳　簿）
第８条　部には必要に応じ諸帳簿を備えるものとする。
（規程の改廃）
第９条　この規定の改廃は、理事会の議決による。
（施行期日）
附則　本規程は平成２４年１０月２８日施行する。

クロスカントリー強化委員会規程

平成 10 年 11 月 1 日制定

（目　的）
第１条　クロスカントリー部規程第６条の規定に基づき、必要な事項を定める。
（任　務）
第２条　クロスカントリー強化委員会は、クロスカントリー選手に関する統括部門であり、競技力の向上と育成強化をはかるため、次の事項を分掌する。
（1）選手の育成と強化に関すること
（2）ジュニア選手の育成、強化に関すること
（3）競技規則、ルール・資格規定・用具・器具の研究、確認、伝達に関すること
（4）選手、役員の派遣に関する原案の作成に関すること
（5）他の部からの要請による協力体制を確立すること
（6）上記事業に関する予算、決算案の作成
（7）その他、事業に必要とされる業務の推進
（組織及び役員）
第３条　クロスカントリー強化委員会は、部長・委員長・副委員長・強化委員、および強化コーチをもって構成し、その選任については理事会の議を経て会長が委嘱する。
（専門委員会）
第４条　第２条の任務を達成するため、つぎの専門委員会をおく。
（1）ジュニア委員会
（2）技術委員会
（会　議）
第５条　必要に応じ委員会議を開催する。会議には関係者の出席を求めることができる。
（内　規）
第６条　強化委員会内規については、別にこれを定める。
（規約改廃）

第７条　この規程の改廃は理事会の議決による。
（施行期日）
附則　本規程は平成２４年１０月２８日から施行する。

クロスカントリー強化委員会内規

第１条　強化委員会規程第６条により本内規を設ける。
第２条　クロスカントリー強化委員会は、クロスカントリー競技関する全ての事項に携わり、その所管事項は、つぎのとおりとする。
（1）競技スキー技術の根本的研究と競技に関する全ての事項
（2）スキー技術の研究、競技規則、ルール・資格規定・用具・器具の研究と指導
（3）福井県を代表する選手の強化と、これに関する全ての事項
（4）県連加盟団体と、密接な連携をとって選手の発掘と指導育成
（5）各種県外大会への選手派遣に関する事項の原案作成
（6）強化合宿等の強化に関する予算案の作成
（7）小・中学生・高校生を対象としたクロスカントリー競技スキーの若年者の指導育成

クロスカントリー競技運営委員会規程

平成 10 年 11 月 1 日制定

（目　的）
第１条　クロスカントリー部規程第６条の規定に基づき、必要な事項を定める。
（任　務）
第２条　クロスカントリー競技運営委員会は、競技運営に関する専門部であり、各種大会の円滑な競技運営のため、つぎの事項を分掌する。
（1）事業計画及び予算の立案に関すること
（2）クロスカントリー競技の運営及び競技規則に関すること
（3）各種大会の役員構成に関すること
（4）競技会場及び器材等の調達・設営に関すること
（5）その他、競技運営全般に関すること
（組織及び役員）
第３条　クロスカントリー競技運営委員会は、部長・委員長・副委員長及び専門委員会・事務局をもって構成する。
２　部長・委員長・副委員長及び専門委員会・事務局の選任については理事会の議を経て会長が委嘱する。
３　専門委員会は、各加盟団体から推薦された者（登録会員１０名に対して１名の割合で選出）・部長及び委員長から推薦された者で構成し、会長が委嘱する。
（専門委員会）
第４条　第２条の任務を達成するために、次の専門委員会をおく。
（1）総務委員会　　若干名

（2）運営委員会　　若干名
（3）技術委員会　　若干名
（4）オペレーター委員会　　若干名
（5）旗門審判委員会　　若干名

（会　議）

第５条　必要に応じ、委員会議開催する。会議には関係者の出席を求めることができる。

（内　規）

第６条　運営委員会内規については、別にこれを定める。

（規約改廃）

第７条　この規程の改廃は理事会の議決による。

（施行期日）

附則　本規程は平成２４年１０月２８日から施行する。

スノーボード競技部規程

令和４年 10 月 30 日制定

（目　的）

第１条　競技本部規程第６条の規定に基づき、必要な事項を定める。

（任　務）

第２条　スノーボード競技部は、本部長が統括し、部長が連絡調整を行い、選手の育成強化と、各種大会の円滑な運営を図ることを任務とする。

（組　織）

第３条　スノーボード競技部は、部長・副部長・事務局および部員をもって構成する。

（分　掌）

第４条　スノーボード競技部は、次の事項を分掌する。

（1）選手の育成と強化に関すること
（2）ジュニア選手の育成、強化に関すること
（3）競技規則、ルール・資格規定・用具・器具の研究、確認、伝達に関すること
（4）各種大会実施要綱の作成と実施、運営に関すること
（5）選手、役員の派遣に関する原案の作成に関すること
（6）上記事業に関する予算、決算案の作成
（7）その他、事業に必要とされる業務の推進

（会　議）

第５条　必要に応じ部会議を開催する。会議には関係者の出席を求めることができる。

（帳　簿）

第６条　部には必要に応じ諸帳簿を備えるものとする。

（規程の改廃）

第７条　この規定の改廃は、理事会の議決による。

（施行期日）

附則　本規程は令和４年１０月３０日から施行する。

教育本部規程

（目　的）

第１条　福井県スキー連盟規約第１９条第３項の規定に基づき、スキーの普及発展を目的として、必要な事項を定める。

（任　務）

第２条　教育本部は、本部長が統括し、連絡調整を行い、スキーの普及、技術と競技力の向上、資格者の育成、組織の強化を任務とする。

（組　織）

第３条　前条の任務を円滑に遂行するため、事務局長を置き、スキー部・スノーボード部・安全対策部を置く。

（役　員）

第４条　それぞれの部には、部長の他、必要な役員を置く。

（会　議）

第５条　必要に応じ本部会議を開催する。会議には関係者の出席を求めることができる。

（運営規程）

第６条　それぞれの部には、別に定める規程を設け、業務を分掌する。

（帳　簿）

第７条　本部には必要に応じ諸帳簿を備えるものとする。

（規程の改廃）

第８条　この規定の改廃は、理事会の議決による。

（施行期日）

附則　本規程は平成２４年１０月２８日から施行する。

スキー部規程

平成 10 年 11 月 1 日制定
平成 24 年 10 月 28 日改定
平成 29 年 10 月 22 日改定

（任　務）

第１条　スキー部は、理事会に直属するスキーの統轄部門であり、理事会の諮問に答え基礎スキーの普及発展ならびに強化を図る。

（1）基礎スキー指導者の育成ならびに強化

（2）基礎スキー技術の研究

（3）公認資格者の審査認定

（4）社会体育における基礎スキーの指導・講習・検定
（5）指導員相互の連絡調整、資質向上と親睦と協調
（6）各部からの要請による協力体制の確立
（7）スキー学校の運営、管理に対する協力体制の確立

（組　織）

第２条　スキー部は、部長・副部長および各専門委員会をもって構成する。

（専門委員会）

第３条　第１条の任務を達成するために、次の専門委員会をおく。

企画委員会（付属小委員会として資格審査会をおく）	（若干名）
検定委員会	（若干名）
技術委員会	（若干名）
強化委員会	（若干名）
指導員委員会	（若干名）
スキー学校委員会	（若干名）

（役　員）

第４条　スキー部には、部長・副部長を置き、各専門委員会には担当理事・委員長・委員を置く。役員の選出は理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

２　委員は、ＳＡＪ公認指導員・準指導員資格者を有するものとする。

（会　議）

第５条　スキー部の会議は、必要に応じスキー部長が招集する。

（内　規）

第６条　スキー部、スキー学校運営管理については、別に内規を定める。

第７条　スキー部及び各委員会に事務局を設け、事務局員を置く。

第８条　次の各号に掲げる行事の役員等は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

（1）準指導員検定会の役員及び検定員
（2）Ｂ・Ｃ級検定員検定会の役員及び検定員
（3）Ａ・Ｂ・Ｃ級検定員クリニックの役員及び講師
（4）バッジテストの役員及び検定員
（5）指導員研修会の役員及び講師
（6）技術選手権大会の役員及び競技役員並びに審判員
（7）スキー学校の校長及び分校長の推薦
（8）学校管理者及び副管理者

（協力と資格継続）

第９条　本連盟の事業には、積極的に参加、協力するものとし、正当な理由なくして、年次登録料を３年連続して納入しないときは指導員の資格を喪失する。

スキー部内規

平成 10 年 11 月 1 日制定
平成 24 年 10 月 28 日改定
平成 29 年 10 月 22 日改定

第１条　スキー部規定第６条により、本内規を設ける。

第２条　スキー部は、スキーに関する全般の事項をはかり、各委員会の所管事項は次の通りとする。

企画委員会

（1）スキー部の行事計画に関すること
（2）スキー部の予算に関すること
（3）スキー部の会議および各委員会の連絡調整に関すること
（4）指導員・準指導員の資格審査に関すること
（5）その他の委員会に属さないスキー部所管事項

検定委員会

（1）準指導員の検定に関すること
（2）バッチテストに関すること
（3）デモンストレーター選考に関すること
（4）検定委員会の行事計画ならびに予算に関すること
（5）その他上記に関連すること

技術委員会

（1）スキー技術の研究に関すること並びに会議に関すること
（2）スキー部研修会並びに指導員研修会に関すること
（3）デモンストレーター強化に関すること
（4）指導者ゼミナールに関すること
（5）社会体育スキーの指導・講習に関すること
（6）技術委員会の行事計画ならびに予算に関すること
（7）その他上記に関連すること

強化委員会

（1）技術強化に関すること
（2）強化指定選手に関すること
（3）その他上記に関連すること

指導員委員会

（1）本連盟の指導員・準指導員の、連絡調整に関すること
（2）本連盟の指導員・準指導員の、ＳＡＪ登録に関すること
（3）ＳＡＪ専門委員・ブロック技術員の推薦について
（4）ＳＡＪ・東海北陸ブロックの検定会・講習会等の連絡について

（5）その他、各委員会に属さない指導員・準指導員に関する事項
（6）本委員会は、全日本スキー連盟指導員・準指導員で組織する
スキー学校委員会
（1）各スキー学校担当の責任者をもって構成し、学校の運営ならびに連絡調整に関すること
（2）公認スキー学校に関する一切の事項
（3）スキー学校委員会の行事計画ならびに予算に関すること
（4）スキー学校の運営に関しては別に定める
（5）その他、上記に関連すること

スノーボード部規程

平成 10 年 11 月 1 日制定
平成 24 年 10 月 28 日改定
平成 29 年 10 月 22 日改定
令和 元年 10 月 27 日改定
令和 4 年 10 月 30 日改定

（任　務）
第 1 条　スノーボード部は、スノーボードに関する次の事項を所管する。
（1）スノーボード指導者の育成ならびに強化
（2）スノーボード技術の研究
（3）公認資格者の審査認定
（4）社会体育におけるスノーボードの指導・講習・検定
（5）指導員相互の連絡調整、資質向上と親睦と協調
（6）各部からの要請による協力体制の確立
（7）スキー学校の運営、管理に対する協力体制の確立
（組　織）
第２条　スノーボード部は、部長・副部長・事務局および部員をもって構成する。
（役　員）
第３条　スノーボード部には、部長・副部長を置き、役員の選出は理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。選出は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。
（会　議）
第４条　スノーボード部の会議は、必要に応じ部長が招集する。
（内　規）
第５条　スノーボード部には、別に内規を定める。

スキー学校に関する規定は、スキー部に準じて適用する。

第６条　スノーボード部に事務局を設け、事務局長、事務局員を置く。

第７条　次の各号に掲げる行事の役員等は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

（1）準指導員検定会の役員及び検定員

（2）バッジテストの役員及び検定員

（3）指導員研修会の役員及び講師

（4）技術選手権大会の役員及び競技役員並びに審判員

（協力と資格継続）

第８条　本連盟の事業には、積極的に参加、協力するものとし、正当な理由なくして年次登録料を３年連続して納入しないときは資格を喪失する。

スノーボード部内規

平成 10 年 11 月 1 日制定
平成 24 年 10 月 28 日改定
平成 29 年 10 月 22 日改定
令和 元年 10 月 27 日改定
令和４年 10 月 30 日改定

第１条　スノーボード部規定第６条により、本内規を設ける。

第２条　スノーボード部は、スノーボードに関する全般の事項をはかり、スノーボード部規程に規定するほか次の事項を所管する。

（1）スノーボード部の行事計画に関すること

（2）スノーボード部の予算に関すること

（3）スノーボード部の会議および各委員会の連絡調整に関すること

（4）指導員、準指導員の資格審査、研修会に関すること

（5）準指導員検定会、バッジテストに関すること

（6）社会体育スノーボードの指導・講習に関すること

（7）ＳＡＪ・東海北陸ブロックの検定会・講習会等の連絡について

（8）ＳＡＪ東海北陸ブロック技術選手権大会に関すること

（9）東海北陸ブロック専門委員・技術員の推薦について

（10）その他の委員会に属さないスノーボード部所管事項

安全対策部規程

平成 10 年 11 月 1 日制定
平成 24 年 10 月 28 日改定

（任　務）

第１条　安全対策部は、理事会に直属する部門であり、理事会の諮問に答え適切な安全対策の普及を図る。

（1）事故の未然防止と啓蒙、指導
（2）適切な救助活動の普及と指導
（3）公認資格者の審査認定
（4）社会体育における安全対策の指導
（5）有資格者相互の連絡調整、資質向上と協調
（6）各部からの要請による協力体制の確立

（組　織）

第２条　安全対策部は、部長・副部長および各専門委員会をもって構成する。

（専門委員会）

第３条　第１条の任務を達成するために、次の専門委員会をおく。

企画委員会　　（若干名）
技術委員会　　（若干名）

（役　員）

第４条　安全対策部には、部長・副部長を置き、専門委員会には委員長・委員を置く。また、役員の選出は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

２　委員は、ＳＡＪ公認パトロール・県公認パトロールの資格者を有するものとする。

（会　議）

第５条　安全対策部の会議は、必要に応じ部長が招集する。

（内　規）

第６条　安全対策部には、別に内規を定める。

第７条　安全対策部に事務局を設け、事務局員を置く。

第８条　次の各号に掲げる行事の役員等は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

（1）公認パトロール認定講習会の役員及び講師
（2）救助訓練の役員及び講師
（3）県連主管行事に対する救急員の派遣

（協力と資格継続）

第９条　本連盟の事業には、積極的に参加、協力するものとし、正当な理由なくして年次登録料を３年連続して納入しないときは公認パトロールの資格を喪失する。

安全対策部内規

平成 10 年 11 月 1 日制定
平成 24 年 10 月 28 日改定

第１条　安全対策スキー部規定第６条により、本内規を設ける。

第２条　安全対策スキー部は、スキーに関する全般の事項をはかり、各委員会の所管事項は、次の通りとする。

一　企画指員会

（1）安全対策スキー部の行事計画に関すること
（2）安全対策スキー部の予算に関すること
（3）安全対策スキー部の会議および各委員会の連絡調整に関すること
（4）公認パトロールの資格審査に関すること
（5）有資格者相互の連絡調整、資質向上と協調
（6）安全対策部の行事計画ならびに予算に関すること
（7）各部からの要請による協力体制の確立
（8）その他の安全対策部所管事項

二　技術委員会

（1）パトロール技術の研究に関すること
（2）パトロール研修会に関すること
（3）安全対策部所管の役員、講師の派遣
（4）指導者ゼミナールに関すること
（5）社会体育スキー部門への指導・講習に関すること
（7）その他上記に関連すること

福井県スキー学校教師心得

1．正しい指導理念を持って指導にあたること。
　アマチュア精神を忘れず技術的には専門家であるという誇りを持って、スキー界の先達であるという自覚を認識し、正しい普及発展に努力する。
2．教師は研修に務めること。
　開校前及び開校後は教師間の研修を行い、スキー技術及び指導法等について互いに研究する。
3．生徒の傷害防止の為、特に注意すること。
　安全指導の問題についてのテーマが重要視されている。
4．スキーの技術のみならず、スキーマナーについても指導を怠らない。
5．教師は酒気をおびて指導しないこと。

福井県スキー学校校則

　福井県スキー学校はアマチュアスキーの普及、振興をはかり、国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とします。
1．スキー学校の開設期間は 12 月～3 月までとします。
1．スキー指導は、日本スキー教程に基づいて指導にあたります。
1．生徒は必ず、傷害保険に加入して講習を受けます。
1．生徒は講習中教師の指示に従い事故なく目的が達成せられる様努力する。
1．生徒が集団行動を乱し、他に迷惑をかけ傷害防止等に教師が責任を持ちかねる行動のある場合は退校させることがあります。
1．生徒は規定の受講料を支払い、講習を受けます。
　原則として受講料の返金は致しません。
1．生徒は傷害防止に強く関心を持ち、教師の指導に従って互いに協力し合って安全にスキーができるよう努力します。
1．事故者の治療及び入院費については、事故者負担とします。
1．酒気を帯びての受講は出来ません。

福井県スキー連盟　スポーツ仲裁に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、福井県スキー連盟が行ったスポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

（仲裁の申立て）

第２条　福井県スキー連盟が行ったスポーツ競技又はその運営に関する決定に対して不服がある競技者等は、福井県スキー連盟を被申立人として、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って、仲裁申立てを行うことができる。

附　則

この規程は、平成２８年７月３１日から施行する。

【参考】

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）

スポーツをめぐる様々な争いを公平、適正かつ迅速に解決する場を提供する目的で平成１５年に設立された。公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会等からの拠出金等により運営されている独立した機関

スポーツ基本法第５条（スポーツ団体の努力）

１　スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

２　スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

３　スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする